

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	排水ファンネル点検において、所内ボイラ室内排水ファンネル（5箇所）に名称の消えかけ等が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	排水ファンネル点検において、原子炉補機冷却系熱交換器エリア床ドレンファンネル（1箇所）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	循環水ポンプ（A・C）のグランドリーク量の増加が認められたため、当該部を点検・調整	D	
4	3号機	サービス建屋換気空調系ダクト点検において、ファン入口ダクト底部に変形及び腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）軸シール水戻り配管ベント管通気孔カバーより水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水ポンプ（B）カップリング側メカニカルシール部より水のリーク（2滴/分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	プロセス計算機運転データ記録用プリンタに「故障」を示す警報が発生し、印字停止が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
8	4号機	換気空調暖房用ユニットヒータ（25）（原子炉建屋5階北東エリア設置）の加熱蒸気コイル部より蒸気のリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	制御棒パターン調整操作において、制御棒（26-11）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜ける事象が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（B・D）点検において、下部及び中間軸受に摩耗によるシャフトとの間隙許容値超えが認められたため、当該軸受を交換	D	
11	5号機	起動領域中性子束モニタ（41C）校正において、校正試験用回路内ケーブルに接触不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）インペラ浸透探傷検査において、3段目インペラに指示模様が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	給復水系復水回収タンク水位指示計付き調節器点検において、指示計に動作不良（スティック）が認められたため、当該指示計を交換	D	
14	5号機	第1給水加熱器（C）胴側水位変換器点検において、水位検出元弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
15	5号機	所内ボイラ（A）バーナー前重油流量調整弁に動作不良（中間開位置にて固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉建屋スチームドレンサンプ（A）ポンプ（B）循環配管溶接部より水のリーク（1滴／70秒程度）が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）ピストン駆動軸シール部よりグラウンドリーク（1滴／30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）焼却炉用2次セラミックフィルタ（C）に詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
19	その他	使用済燃料輸送容器用共用リークテスト装置の使用前確認において、圧力データ表示装置に表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで